

公益財団法人日本ソフトテニス連盟

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、定款第49条に基づき、公益財団法人日本ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）の会員及び会費について必要な事項を定める。

(会員の種別)

第2条 本連盟に次の会員を置く。

- (1) 加盟団体 本連盟の目的に賛同した各都道府県を代表するソフトテニス競技団体及び本連盟以外の全国的に組織されたソフトテニス競技団体をいう。
- (2) 登録会員 公益財団法人日本ソフトテニス連盟会員登録規程（以下「会員登録規程」という）第4条に規定された所属団体に属する者をいう。
- (3) 維持会員 本連盟の目的に賛同し、本連盟の事業の遂行に協力する団体及び個人をいう。

(入会手続き)

第3条 会員となる者は、本連盟の加盟団体規程第13条、会員登録規程第7条、維持会員規程第2条の手続きを行う。

(会費)

第4条 会員は、次の会費を納入するものとする。

- (1) 加盟団体 分担金 年額 150,000円
- (2) 会員登録 会員登録料

指導者	年額	1,000円
一般	年額	1,000円
小学生	年額	500円
中学生	年額	500円
高校生	年額	500円
高等専門学校生	年額	500円
大学生	年額	500円

(3) 維持会員

団体1口につき	年額	20,000円
個人1口につき	年額	10,000円

2. 会費の納入方法は別に定める。納入された会費は原則として返還しない。

(会費の用途)

第5条 会費は、毎事業年度における合計額の50%以下を法人会計に使用することができる。

(会員の特典)

第6条 会員は、本連盟の実施事業について次の便益を受けることができる。

- (1) 本連盟が発行する会員報の入手
- (2) その他、本連盟が行う諸事業に関する情報の入手

(退会)

第7条 会員は、本連盟の加盟団体規程第14条、会員登録規程第9条又は維持会員規程第5条の手続きをもって行う。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の決議を経て改正することができる。

附 則 本規程は、本連盟が公益財団法人としての設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。